

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

共	00	00	11	80	1年
---	----	----	----	----	----

宮本総第778号
令和6年5月24日
総務部長

宮城県公安委員会の会議に関する委員長決定事項について（通知）

宮城県公安委員会の会議の運営に関しては、宮城県公安委員会の会議に関する委員長決定事項（平成31年4月3日付け）により運用されているところであるが、この度、別添のとおり新たに宮城県公安委員会の会議に関する委員長決定事項が定められたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 変更の要点

全体会議の出席者に組織犯罪対策局長及びサイバーセキュリティ統括官が加えられた。（警察学校長、首席監察官は、現行通り全体会議における議事の内容において、重要審議及び所掌事務に関する報告がある場合に出席するものとする。）

2 施行期日

令和6年5月24日

担当：公安委員会補佐室長

宮城県公安委員会の会議に関する委員長決定事項

宮城県公安委員会運営規則（平成元年宮城県公安委員会規則第4号。以下「運営規則」という。）第13条の規定に基づき、宮城県公安委員会（以下「委員会」という。）の会議の運営に関して次のとおり定め、令和6年5月24日から運用する。

1 会議の種別

運営規則第3条及び第4条に規定する会議においては、次の種別の会議を開催するものとする。

- (1) 全体会議
- (2) 個別審議等会議
- (3) 委員会議

2 会議の開催

- (1) 定例会議においては、全体会議、個別審議等会議及び委員会議を開催するものとするが、委員長の判断により、いずれかの会議を省略することができるものとする。
- (2) 臨時会議においては、全体会議、個別審議等会議又は委員会議から委員長が必要と認める会議を開催するものとする。

3 会議の出席者

- (1) 全体会議の出席者は、警察本部長のほか、各部長（東北管区警察局宮城県情報通信部長を含む。）、組織犯罪対策局長及びサイバーセキュリティ統括官とし、このほか、警察学校長、首席監察官は、重要審議及び所掌事務に関する報告がある場合に出席するものとする。
- (2) 個別審議等会議の出席者は、運営規則第10条第1項の規定にかかわらず、当該会議の議事に係る事務を所掌する部局長等（各部長（東北管区警察局宮城県情報通信部長を含む。）、警察学校長、首席監察官、組織犯罪対策局長及びサイバーセキュリティ統括官をいう。）、課長その他の警察職員のうち適当と認められる者とする。
- (3) 委員会議の出席者は、運営規則第10条第1項の規定にかかわらず、委員のみとする。

4 会議の議事

全体会議、個別審議等会議及び委員会議の議事は、別表のとおりとする。

令和6年5月24日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

別表

会 議 名	議 事 の 内 容
全体会議	1 審議事項 県警察の運営指針等大綱方針の策定、条例の改正その他委員会の決定が必要と認められる事項 2 報告事項 (1) 県警察の各種施策、活動状況、実施結果等の報告 (2) 県内の犯罪、交通事故等の発生状況及びその対策 (3) 特異重要事件・事故の発生及び措置の状況 (4) (1)から(3)までのほか、委員会に対する報告が必要と認められる事項
個別審議等会議	1 決裁事項 宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程（平成15年宮城県公安委員会規程第1号。以下「専決規程」という。）に基づき委員会の決裁が必要とされている事項の全部及び委員長が必要と認める事項 2 報告事項 専決規程に基づき委員会に対する報告が必要とされている事項の全部及び委員長が必要と認める事項
委員会議	委員会の活動等に関し委員により協議する事項